

「森戸事件」前後：社会運動史における知的脈絡

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

3・4

(開始ページ / Start Page)

37

(終了ページ / End Page)

82

(発行年 / Year)

1994-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006707>

「森戸事件」前後

―社会運動史における知的脈絡―

高橋彦博

- 一 不定形組織としての「同人会」
―「合理的ナル社会ノ構成」志向―
- 二 「守旧の学府」における改革試行
―蘆花「謀叛論」との遭遇―
- 三 「森戸事件」の核心
―「天壤無窮」への対応―
- 四 「主義者」と「反動勢力」
―森戸における「ドイツ革命」の観察―
- 五 「合理的ナル社会ノ構成」志向の到達点
―結びとして―

一 不定形組織としての「同人会」

―「合理的ナル社会ノ構成」志向―

東京帝国大学法科大学経済学科が経済学部として独立出来たのは一九一九年四月であった。その頃、高野岩三郎を中心とする経済学部の若手研究者によって「同人会」と呼ばれるグループが形成されていた。この集まりが出来たのは、一九一七年から一九一八年にかけての時期であったと推定される。高野が経済学部の独立を求め、山川健次郎総長に辞表を提出し、教授会を欠席する手段をとったのは、一九一七年三月のことであった。そのような高野を門下生やゼミ生が囲む形で「同人会」が極めて自然の集まりとして形成されたのであった。この集まりで、高野の最も近くにはいたのは森戸辰男であったと思われる。その他に、榎田民蔵、大内兵衛、権田保之助、細川嘉六、糸井靖之、上野道輔、舞出長五郎、等が集まっていた。河合栄治郎もグループの一員と数えられていた時期があった。

この「同人会」について詳しい記述が試みられた例は無い。監修・大内兵衛・森戸辰男・久留間鮫造、大島清著『高野岩三郎伝』によって、その概略が伺える程度である（岩波書店、一九六八年。以下『高野伝』と略記。一三八―一三九ページ等）。

法政大学大原社会問題研究所編（大島清・編集執筆）『大原社会問題研究所五十年史』（同研究所刊、一九七〇年）には、「同人会」に関する次ぎのような簡単な説明がある。

高野博士を中心とする社会科学研究のグループで、東大経済学部の上野、森戸、大内、榎田、権田、糸井、舞出、細川氏のほか鈴木文治、永雄策郎、岡上守道、久留間鮫造氏らがそのメンバーであった。大原研究所の出版物の刊行を引受けた書

店同人社は、この同人会の名称をとって大内氏の名づけたものである。(二〇頁)

大原社研の正史では、「同人会」は研究グループと説明されている。しかし、「同人会」は単なる社会科学研究団体ではなかった。一九二〇年一月一三日、「森戸事件」の渦中において、高野が、上野、森戸、榎田、権田、大内、糸井、細川、らに「同人会」の長期構想を語っている例がある。そこで、高野は「同人会」のメンバーに、研究業績の積み上げを通じて日本の社会の合理化を目指すようにと、社会改革への取り組みを求めている。

目的、最も合理的ナル社会ノ構成

手段、漸進

場所、真理研〔探〕究ノ府タル大学

時期、研究未ダ積マズ同人少ナキ時、尚早(『高野伝』一八三頁参照)

この高野の構想が明示しているのは、「最も合理的ナル社会ノ構成」なるテーマで、「同人会」が一つの社会科学研究チームとして業績を積み上げることだけではなかった。「手段」「場所」「時期」への言及から明らかなように、高野は、「最も合理的ナル社会ノ構成」なるテーマで、「同人会」に帝国大学を拠点とした学問の領域における社会改造運動を展開するように期待しているのであった。高野の同日付の日記には、「諸君余ノ意見ニ同ジ」と記されている。高野が「同人会」の目標を提示した頃、シドニー&ピアトリス・ウェブが第二インターナショナルの要望に答え『大英社会主義国の構成』を発表している。一九二〇年のことである。同書は、早くも一九二五年に大原社研助手で

あつた丸岡重堯によって訳出され、同人社書店から刊行された。高野が設定した「社会ノ構成」とは、かつてW・バジヨットが呈示し、二〇年後にウェブ夫妻が呈示した社会概念としてのコンスティテューションと同じ意味合いを持つていたのではなかつたであらうか。「同人会」の集合原理は、国家主義に対抗する「合理的」な「社会ノ構成」なのであつた。

ようやく社会主義政党結成の機運が生じ始めた時期であつた。日本社会主義同盟の結成は一九二〇年一二月であつた。ようやく労働組合の全国組織が本格的な活動を開始し始めた時期であつた。友愛会が日本労働総同盟に転化し終えたのは一九二一年であつた。社会主義政党や労働組合の組織活動展開に先行して、知識人達の社会的活動開始の場が、第一次世界大戦後の世界史的潮流としての民主主義と社会主義を混然とさせたまま、労学会（一九一七年一月）、新人会（一九一八年二月）、黎明会（同上）、民人同盟会（一九一九年二月）などに求められていた。新人会の目的が「現代日本の合理的改造運動」に置かれていたように、これらの知識人集団においては、「社会」の合理化志向における改造が目されていた。そこにあるのは、「国家改造」発想と異質の立脚点であつた。

未だ定形化されていない社会運動の諸組織が自然発生的に噴出する、いわば大衆運動の組織的展開の星雲状態において、規約も無ければ会則も無く会員の範囲も明確でない不定形の組織として「同人会」が形成された。「同人会」はそのまま戦後民主改革の起点部分まで、知的結集体としての活動を継続している。不定形の組織であるだけに、「同人会」の活動の経過と成果は測定しにくいものとなっているが、今日の時点で回顧すれば、幾つかの局面における単なる研究グループ以上の知的結集体としての機能発揮を確認することが出来る。

(a) 「森戸事件」における「同人会」

一九一九年四月に発足した東京帝国大学経済学部は、早くも発足した年の一二月に「森戸事件」に直面したが、森戸辰男と大内兵衛の二人の助教処分をめぐる教授会との連絡や裁判における弁護活動の中心になったのは「同人会」であった。一九二〇年一月二日、一二日、一三日には連日、「同人会」の人々が集まっている。高野と森戸のほか、上野、大内、榎田、糸井、細川、権田、の面々であった。これら六名は、辞表を高野に預けた。高野は、この時期、教授会のメンバーではなかったが、六名の辞表を金井延学部長に提出するかどうかが高野に託されている（『高野伝』一八四頁）。

高野は六名の辞表を預かりはしたが提出することはしなかった。高野は具体的行動を指示することもしなかった。高野は「同人」に、彼の長期構想を示した。一月一三日の「同人の相談会」で披瀝した先に見た「最も合理的ナル社会ノ構成」という目的設定がそれであった。この長期構想は、「時期：尚早」との判断から「森戸君ハ大原研究所ニテ研究ヲ続け時機到来ヲ待ツコト」とし、高野は大学との関係は別として「研究所ノ完成ニ力ヲ尽スベシ」とするものであった。「同人会」の目的追求の場として、「大学」の他に大原社会問題研究所が設定されたのである。「森戸事件」の結果として、「同人会」の主要メンバーの大原社研への結果がなされた。

「同人会」の人脈は、そのまま大原社研の人脈となつて研究所を支えることになつた。高野は東京帝国大学に二度辞表を提出、二度目に受理されている。そのような経歴の高野であったが、一九二〇年七月に復職が決定された。発足した経済学部における研究活動に意欲を燃やしていた高野であったが、「森戸事件」を機会に、経済学部への復職を断念し、すでに同年三月に就任していた大原社研の所長としての新たな活動の開始を決意する。一九二〇年八月の時点で、大原社研のスタッフは、所長の高野、所員の久留間敏造、研究囑託の森戸、などすでに就任していた何人か

に、新たに所員として榎田、研究嘱託として大内、権田、細川、らを加えるという民間研究所としては他に例を見ない充実した構成となった。大原社研には「東大あるいは京大の経済学部にはひけをとらぬ優れた研究者がそろってその傘下にはいった」のであった（『高野伝』二三〇頁）。

大原孫三郎が企業における社会貢献活動の一環として高野らに委嘱し、一九一九年二月に創立された大原社研は、社会改造の機運が高揚していた当時の状況において、「青年学徒の大きな魅力」となっていた。「時代はまさに社会問題の解決を要求」（『高野伝』二三〇頁）していたのであり、「同人会」は大原社研を主要な活動の場とすることによって、そのような時代の要請に応える知的人脈の一つの凝集点として機能を発揮したのであった。

(b) 経済学部改革派としての「同人会」

国家学に対する社会科学の立場の確保を求めて東京帝国大学経済学部の独自の歩みを開始させた若手研究者の会が「同人会」であった。この「同人会」は、経済学部発足後は、社会科学の領域における批判科学的姿勢の確定を求め、社会改革派の人脈として機能していた。

大森義太郎と有沢広巳が、共に経済学部の助教となったのは一九二四年であった。そこで、まず、大森の目に映ったのは、教授会を二分する派閥対立の関係であった。派閥の一つは「旧思想派—山崎（寛次郎）派」であり、他の一つは「新思想派—高野派」であった。「旧思想派」に属するようになっていた河合栄次郎が、「新思想派」を「グルッペ」と呼んで警戒していたのなど、対立関係の端的な例であった。¹⁾有沢広巳の目に映ったのも、「第一次世界戦後における新旧思想のギャップ」であった。助手であった安部勇、高橋正雄、美濃部亮吉、などの処遇にその「ギャップ」が反映されていた。有沢が留学から帰った一九二八年には、経済学部教授会が二重構造になっていて、「多数

派」としての「旧思想派」が開く非公式の教授会が実質的な権限を持っていた。⁽²⁾大森も有沢も、河合栄次郎に敬意を払いながらも大内兵衛に惹かれ、はつきりとした「新思想派」すなわち「同人会」系であった。

大森は、「旧思想派」を名指しで批判する論陣を張っていた。経済学部を離れていた森戸であったが、一九二九年に『改造』九月号に「大学顛落論」を発表し河合との間で論争を行なっている。⁽³⁾「旧思想派」に対する「新思想派」という対抗関係において大森と森戸は、そして「合法左翼」派と「同人会」は、この段階では経済学部の改革推進派として同じ立場に立っていた。

一九三〇年代後半、「中央公論」「国家の理想」「事件」や「人民戦線教授グループ事件」で、経済学部における矢内原や大内の進退が問われた時、高野は教授会メンバーと連絡を取るほか、長世総長と直接会って問題解決に努めている（『高野伝』三五七頁、三六一二頁）。経済学部には、未だ多少とはいえ「同人会」の人脈も、高野の発言力も、残っていた。

一九四〇年代前半、戦争が終わって経済学部の再建が課題となった時、その方向性の指示人となり再建作業の中心になったのは、「森戸事件」で三年、「人民戦線事件」で七年の休職を了えて復職することになった「同人会」中心メンバーの大内であった。⁽⁴⁾

(c) 「マル・エン全集」の企画と「同人会」

マルクス主義だけではなく無政府主義を含む社会主義一般、さらには社会思想の古典にまで範囲を拡げた文献の収集、そしてヨーロッパ・日本の社会運動の原資料の収集が、大原社会問題研究所の活動の特徴になっていた。各種の社会問題の調査もまた大原社研の特色ある活動となっていた。そのような大原社研であったが、あるいは、そのよう

な大原社研であったがゆえに当然なこととして、一九二〇年代後半から同三〇年代前半にかけてのマルクス主義の高揚期に、大原社研は社会問題の研究所としての在り方から一步踏み出して、マルクス・エンゲルス研究所としての色彩を強めることになった。その端的な現われが一九二八年における「マルクス・エンゲルス全集」への取り組みであった。

多彩な出版活動も大原社研の特徴ある活動の一つになっていた。「同人会」の人々によつて構成されていた大原社研が、研究所の出版部として設けたのは「同人社」であった。翻訳、著作、等、数多くの出版物が同人社から刊行されている。⁽⁵⁾一九二三年、同人社は、希望閣、弘文堂、の三社共同でマルクス・エンゲルス全集の刊行に乗り出した。この三社共同を岩波書店が援助し、さらに叢文閣が加わり「五社聯盟」となった。それより早く、改造社が社会思想社のメンバーを中心とするマルクス・エンゲルス全集刊行の事業に取り組みを開始していた。二つの全集が競合する前に「五社聯盟」版が頓挫し、刊行されたのは改造社版の方であった。

「五社聯盟」版の編集は大原社研が引き受けていた。「マルクス・エンゲルス全集刊行会」の看板は同人社の店頭に掲げられていた。「五社聯盟」版の挫折は「大原社会問題研究所創立十周年記念事業」の挫折であった。

『マル・エン全集』の刊行に取り組み始めたちようどその時、大原社研にとつて存立に関わる事件が発生した。一九二八年三月一五日、共産党员とその同調者に対する全国検挙がなされたが、この「三・一五」で大原社研も官憲の捜査を受けたのである。大原社研捜査の報道解禁と同時に、大原孫三郎が大原社研の廃止を考慮中との報道がなされた。

「同人会」の人々が「マル・エン全集」の刊行に行き着いたのは当然の成り行きであったかもしれない。そして、この成り行きは、これもまた当然と言うべき結果を招いたのであった。「三・一五」の七年後の一九三五年になって

からのことであつたが、大原孫三郎による大原社研への援助は打ち切られ、大原社研は東京に移転することになった。「同人会」として「マル・エン全集」の刊行に取り組みきつかけとなつたのは、一九二六年から一九二七年にかけての高野の三回目の訪欧であつたと見れる。高野はエッセンでドイツ共産党大会を傍聴し、ニュルンベルクでドイツ社会民主党のアカデミカー総会を傍聴し、モスクワでマルクス・エンゲルス研究所を訪ねている。テールマンの演説を聞き、ヒルファーディングやリヤザノフと会い、共産党系労働者三万人の雨中デモにも参加している。モスクワ滞在中の日記に、高野は、「今更ラ乍ラ Leninism ノ意ニ打タレ、感ズル所多大」と記した（『高野伝』二六五頁）。帰国後、労働運動関係の雑誌に発表された訪欧の感想は、一種の決意表明であつた。

とも角世界をめぐつて、マルキシズムの研究の盛んなのはロシアとそれに次ぐものは日本である。私は一六年振りの世界旅行に依つて自分のかねて持つてゐたブルジョア・イデオロギーを或る程度まではらひのけることが出来たと考へてゐる。希くは白髪を染めて一とはたらしたいと思つてゐる。私などは自由主義の時代に育成されたので新しいやうでも古いところがあることは免れないが、それでも闘争的な点に於ては何人にもゆづらぬ覚悟を有つてゐる。自ら空しくして大局に殉ずる点に至つては我々の特徴かも知れぬと考へてゐる。

高野が『資本論』を第II巻まで読み通したのは、この三回目の訪欧中であつたとされている。この時、高野は五六歳であつた。高野のこの時点におけるマルクス主義への開眼であつたのか。ともあれ、左に揺れる高野に密着してゐたのは櫛田であり森戸であつた。左へ大きく揺れたのは高野だけではなかつた。「同人会」が総体として左に揺れたのであつた。

東京帝国大学経済学部で大内に近かった大森義太郎は一九二七年四月に『労農』の同人となり、向坂逸郎を引き寄せ、向坂の蔵書に依拠する改造社版『マルクス・エンゲルス全集』企画の中心になっていた。大森や向坂の側からすれば、二つの「マル・エン全集」の競合は、実は同全集の刊行を巡る「労農派」と「日本共産党系」との「主導権争い」であった。⁽⁷⁾確かに、改造社版の方が先に企画を発表していたのであり、「その計画が性急で不完全」であったことを理由としての「五社聯盟」版であったのであろうが（『高野伝』二七〇頁）、「共産党系」が後から日本におけるマルクス主義の「家元」争いを仕掛けた経過となっている。「共産党系」を代表していたのは河上肇や希望閣の市川義雄であったらうと思われる。その動きに高野や岩波が、そして「同人会」の一部の人々が乗った経過となっている。

日本の知識人は、一九二〇年代半ば以降、三〇年代前半までに高揚したマルクス・レーニン主義に大きくよろめいた。そのような知識人の動向の反映として、「同人会」を主体とする大原社研の「マル・エン全集」への取り組みと挫折の経験があった。

以上(a)(b)(c)のほか、「同人会」の人びとによる動きと見なされる活動が、幾例も、大原社研を舞台に展開されていた。たとえば、今日で言う社会人教育への取り組みを含む労働組合運動や無産政党の活動への関与が、大原社研、あるいはその関係者によってなされている。それらの活動の中心になっていたのは、「同人会」の人々であった。

一九三〇年代には、当時の大原社研の出版物が示しているように、森戸などを先頭とする「同人会」の人びとは、国家社会主義としてのナチズム、特にアルバイツ・フロントに強い関心を示した。それは、右への大きな揺れであった。

戦争が終わって間もなくのことである。高野岩三郎を中心に大原社研に集まった「同人会」の人々は、大学へ戻る

者、大原社研に残る者、政界に入る者、マスコミへ行く者、と社会の各分野に分散する方向について相談した。⁽⁸⁾一九四六年春のことと推定される。ここで、「同人会」は解散したのであった。

- (1) 大森映『労農派の昭和史—大森義太郎の生涯—』三樹書房、一九八九年、一〇二頁。大森義太郎の没後五〇年の前年に、義太郎の長男である映氏によってまとめられたこの義太郎の生涯の記録は、記述の出典を明らかにする方法をとっていないが、「すでに亡くなった方々から、生前、聞き置いたこと、文字として遺されたもの、自分の記憶などをつなぎ合わせ」た記録となっている。
- (2) 有沢広巳『学問と思想と人間と—忘れ得ぬ人々の思い出—』毎日新聞社、一九五七年一三五頁。
- (3) 河合の、大学人としての「逸脱した行動」がなければ大学の自由は守れる、との森戸批判に対し、森戸は、大学人のあり方に関わらず大学の存在は社会的なものである、と反論した。河合の大学論は、河合が大学を追われることによつて否定された、と森戸は言う（『遍歴八十年』五九頁）。
- (4) 大内兵衛『経済学五十年（全）』東京大学出版会、一九六〇年、三五五〜三五八頁。
- (5) 高野岩三郎監訳、シドニー&ベアトリス・ウエップ著『産業民主制論』同人社、一九二三年、一九二七年、は、レニン夫妻の訳出の企図を挿話として伝えつつ「純然たる英米流の労働組合論者」としての高野房太郎に捧げられた一書であった。同じくウエップ夫妻の『大英社会主義国の構成』は丸岡重英訳で一九二五年に同人社から刊行されているが、これは本文中で見たように「コンステイテューション」概念の国家主義概念への対置という意味を持たせられていたと思われる。大原社会問題研究所編『日本社会主義文献第一輯』同人社、一九二九年、は、日本社会主義運動史の本格的な分析の開始を示す文献となっていた。これら同人社の出版物に一九二〇年代後半における「同人会」の理論的立場が示されていると言えよう。「同人会」の人々は、右に雑誌『社会思想』の同人を見、左に雑誌『労農』の同人を見るマルクス主義へのスタンスをとっていた。

(6) 高野岩三郎「欧露をめぐるて」、『労働運動』第二巻第一号、一九二九年一月（未確認）。『高野岩三郎伝』二六九頁か

ら引用。

(7) 大森映、前掲(二の注1)『労農派の昭和史』一一一―一二三頁、一一五頁。岩波茂雄は、どのようないきさつで「五社聯盟」に加わったのか「一切話さなかった」という。小林勇『惜樂荘主人―一つの岩波茂雄伝―』岩波書店、一九六三年、一二二―一二三頁。岩波文庫発行の辞である「読書子に寄す」(一九二七年七月)は、三木清の稿に岩波茂雄が手を入れたものであるが、岩波は、その際、「他の書店の円本計画を攻撃するところに熱を入れた」という(同書、八七―八八頁)。この辺に岩波書店の「五社聯盟」加入の一因があったと見れるであろう。

(8) 大内兵衛、前掲(本節注4)『経済学五十年(全)』三四五―三四六頁。

二 「守旧の学府」における改革試行

―蘆花「謀叛論」との遭遇―

東京帝国大学の経済商業学科設立直後に赴任したドイツのハレル大学教授のハインリッヒ・ヴェンチッヒ(Heinrich Wuttig)が、「東京帝国大学ニ於ケル経済学教授法改良意見」を関係者に配付したのは一九二〇年であった。教科書や法律の条文の暗記を内容とする帝国大学法科大学の学問の方法では「自己ノ判断力ヲ養フコト」を学生に期待することは出来ないとするヴェンチッヒの意見は学内外に大きな波紋を投じた。

ヴェンチッヒの意見書が発表されてから三年経った一九一三年、山川健次郎の東京帝国大学総長再任を機会に経済科独立について文部省との交渉が開始された。一九一五年には「経済商科分立の理由書」が作成され、文部省に提出されるに至った。大学の内部でそのような動きを高めるために動いた教授集団の先頭に立っていたのは高野岩三郎であった。「経済商科分立の理由書」が、「抑も経済商業の諸学問は一方には法律政治の諸科目とは密接なる関係を有す

るも他方には社会の実際につきて材料を採り実験的に之を研究するの必要特に大なるものあり……⁽²⁾としていたように、経済学部の独立は、経済学の、そして社会科学の、国家学からの独立の意味を持たせられていた。

東京帝国大学法科大学に経済学部が設置されたのは一九一九年であったが、社会の「改造」が時代の潮流と理解されていた状況における帝国大学の改革は、まさに「大正デモクラシー」を代表する動きとなっていた。当時、高野の帝国大学改革事業を補佐する右腕となり左腕となっていたのは森戸辰男であった。その森戸は、独立を達成した経済学部の在り方について、「伝統をあえて破る」方向を選ぶべきと考えていたし、大学が「守旧の府」となることを阻止する役割を自覚していたとも回想している。

日本経済新聞社の「私の履歴書」における森戸の回想を基に他の回顧談を含め小冊子にしたのが『遍歴八十年』であった。森戸は、「私の履歴書」を語る前に、『思想の遍歴（上）—クロボトキン事件前後—』（春秋社、一九七二年）を刊行している。回想記として後者の方がはるかに詳しいが、「私の履歴書」である『遍歴八十年』とは微妙な違いがあつて、両者の記述を並べて参照することに意味がある場合がある。

法科大学経済学科から経済学部が独立したのが大正八年です。これは長い間の高野岩三郎先生などの尽力が実を結んだものです。ところで、せっかく新しい学部が独立したのだから、この機会に、大学に新風を吹きこむことが必要ではないか、経済学部はこの際、古い東京帝国大学のよくだん伝統をあえて破るべきではないか、というのが私たちの考え方でした。

〔思想の遍歴—二八頁—〕

東京大学経済学部ができたころ、「東京大学若返り論」が盛んに唱えられていた。東大を守旧の府にしてはならぬという議論で、私たち若手は「同人会」というグループを結成して活動した。私たちは、若い思想家たち、例えば当時大蔵省にいた大内兵衛君、農商務省の河合栄次郎君などを大学に呼ぼうと働きかけました。（『遍歴八十年』二九頁）

若手の研究者達、特に「同人会」のメンバーによって、独立した経済学部が「大学に新風を吹きこむ」役割を果たすための第一の仕事として自覚されたのが、『経済学研究』創刊号への意欲的な論文執筆であった。

その当時、法律・政治・経済関係の代表的な機関誌に『国家学会雑誌』というのがありました。その名からもわかるように、経済学や社会問題等のいわゆる社会科学がドイツ流の「国家学」の名称で一括されていたのです。私たちは、新しい時代にはこれらの学問は国家学でなく社会科学の形でとりまとめていくべきではないか、と思いました。そして新しい経済学部の機関誌が出るのだから、われわれ若い者は、新しい社会科学の立場から、大学全体に新風を送りこむような新鮮な論文を執筆しよう、というのが編集者の意図でもありました。（『思想の遍歴』二八頁）

『経済学研究』誌の編集者は大内兵衛であったが、森戸等が寄稿する論文の内容について大内が知っていたわけではなかった。同誌の創刊号で森戸がクロポトキンを選び、榎田が『共産党宣言』の第三章「社会主義及び共産主義書」を選んで、二人で社会主義思想の紹介をする結果となっているが、それについても、森戸と榎田が役割分担をし、大内が了解していたわけではなかった。クロポトキンとマルクスになったのは、森戸によれば「偶然の一致」であった。しかし、この「偶然」は、「当時の社会運動の二大潮流に呼応する」（『思想の遍歴』二八頁）結果になっていた。

森戸も榎田も「新鮮な論文」を執筆したとは言えない。森戸も榎田も、『パンの略取』や『共産党宣言』を紹介しただけであった。しかし、森戸に言わせれば、森戸がクロポトキンを通じて「ユートピア社会主義」を紹介したのである。榎田はマルクス・エンゲルスを通じ「科学的社会主義」を紹介したのであって、「私の論文と榎田君の翻訳」

は「当時の社会運動の中できわだった対照をなす無政府主義と共産主義をとりあげながら、単に形の上で紹介するだけにとどまらないで、それぞれの運動と思想の本質にまで迫るような内容上の意味づけを含んでいた」〔思想の遍歴〕^(三二)結果となっていた。

バートランド・ラッセルの言葉が、英文のまま、森戸の「クロポトキンの社会思想の研究」の冒頭に掲げられていた。“Revolutionary action may be unnecessary, but revolutionary thought is indispensable, and as the outcome of thought, a rational and constructive hope.” 森戸のクロポトキン論は、社会主義思想を人類の合理的で建設的な思考の帰結として知るに値する対象として設定していたのであった。「革命的行動」は「おそらく必要ないであろう」とする立場からなされた論述であった。^(三三)

クロポトキンの思想の紹介論文の最後の部分で、森戸は、「社会理想としての無政府主義」と「実行方針としての無政府主義」とは「之れを区別して考へなければならぬ」と明言している。なぜか。「実行方針としての無政府主義」において「とくに無政府主義の欠陥が存して居るやうである」からであった。「自由なる人格」を「人生究極の目的」とする森戸において、理想の世界を「暴力革命」〔思想の遍歴〕三五〇頁〕によって実現しようとする無政府主義の実行方針は認められないのであった。

社会主義思想の紹介という限定を明確にしながらでも、政治的自由の実現のために「国家主義が改廃」されねばならず、経済的自由の実現のために「資本主義が改廃」されねばならぬとする森戸であった。国家主義の改廃は「権力の改廃」を意味し、資本主義の改廃は「私有財産制度の改廃」を意味すると説く森戸であった。権力無き社会は「無政府主義社会」であり、私有財産無き社会は「共産制社会」であると論理で「無政府共産主義」を導き出す森戸の論述であった。このような議論が、検察当局や文部省によって問題にされる危険性を森戸は予測しなかった

のであろうか。

クロポトキンの『青年に訴ふ』の翻訳で大杉栄が「安寧素乱」罪に問われたのは一二年前のことであった。クロポトキンの『パンの略取』の翻訳者であった幸徳秋水が「大逆事件」で処刑されたのはわずか九年前のことであった。森戸は、帝国大学の学術雑誌であれば、クロポトキンであっても無政府共産主義であっても公然と論ずることが「許される」と考えたのであろうか。おそらくは、許されるべきである、と考えたのであろうと思われる。櫛田の場合も、『共産党宣言』の紹介が発売禁止となる危険性を感じしながらも、そうであるからこそ、論文名「社会主義及び共産主義文書」に「社会主義者の社会主義評」とする副題を与えたのであり、学術雑誌における研究素材としての部分訳である以上、「社会思想研究史料」として当然認められるべきである、と考えたのであつたらうと思われる。

『経済学研究』創刊号における社会主義思想の紹介は、学問の領域における社会主義の研究の自由を求める、日本の社会の「改造」の一つの試みとなっていた。森戸において、その試みは、国家主義の枠に対する意識的な挑戦ですらあった。九年前の「大逆事件」を意識しながらの無政府共産主義論の展開であつたのである。そして、森戸のこの挑戦には、当然、「大逆事件」と同質の反撃が加えられることになつた。

(a) 出发点としてのクリスト教的「人道的教養」

福山中学（現・誠之館高校）の三年生の頃、森戸は福山市米屋町の教会の日曜学校に通い、そこで洗礼を受けている（『遍歴八十年』一一六頁）。研究者として森戸が選んだ専攻分野は社会問題であつた。社会問題に対応する社会政策論が課題となつたが、森戸は、社会政策論展開のためには理想的な社会構想の明確化が問われていることに気付いた。森戸は、社会主義論に取り組むことになつた。アントン・メンガーの法曹社会主義や、クロポトキンの無政府主義や、

カール・カウツキーの社会民主主義への「遍歴」が開始された。そのような「遍歴」の基点には、キリスト教的「人道的教養」が据えられていた。

一九三一年のことであるが、大原社会問題研究所は、いわゆる社会運動家と目される約三〇〇名に社会主義運動とキリスト教との関係についてのアンケート調査を行なった。この調査の趣旨は、森戸の「わが国では、キリスト教徒から社会主義者に移行した思想家が多い。明治三十年代でも、青年学徒が社会思想に踏み入る門口はキリスト教徒だった。私は日本のキリスト教を一つの社会思想としてとらえたい」とする発想に置かれていたとされているが（『遍歴八十年』五一―五二頁）、当時の森戸の問題意識は、わが国においてはなぜ、キリスト教と社会主義が対立しなかったのか、宗教に対立する日本のマルクス主義はそれ自体宗教化しているのではないか、とするところにあつた。⁽⁴⁾ただし、この調査においてそのような問に対する答えが出されることはなかったようである。

ともあれ、この調査によって、社会運動家（調査回答者一二三名）の三〇％が「嘗てキリスト教の信者であつたか、現にさうなのである」ことが判明している。回答を寄せた母集団は、その六七・二％が社会民主主義やアナルコ・サンジカリズムよりもマルクス主義を選ぶ傾向性を示していたが、そのようなマルクス主義者の集団の場合でもキリスト教の影響は濃厚であつた。そして、この調査結果は、何よりも森戸自身に自らの社会主義者としての経歴を再確認させるものとなつた。

もう一つ、この調査によつて、はからずも森戸自身の社会主義への接近が説明される結果となる日本の社会運動家の特徴点が浮かび上がつていた。「生家の経済状態」について「中産」とする答えが六六・四％であつたが、「零落」した家に育つたとする者が三三・六％となつていたのである。森戸はこの三三・六％に「私も含まれる」としている。森戸もまた、「没落士族」の出であつた。森戸の生家は、「三人の姉は小学校にもろくに行けず、朝早くから深夜まで

製糸工場で働いていた。工場までは遠い。母は朝四時に起きて飯をたき、娘たちを工場まで送っていく」という経済状態にあった（『遍歴八十年』九頁）。社会問題の解明に関心を持ち、社会主義に急速に接近し、国家主義に果敢に挑戦し、大学の研究室を追われ、獄につながれながらも執拗に社会主義を追求し続けた森戸の不屈さは、森戸の少年期の生活経験を抜きにしては理解出来ないであろう。

(b) 徳富蘆花「天皇免責符」論との接触

新渡戸稲造が校長に就任した直後の第一高等学校に学べたことは森戸にとって幸いであった。森戸は、新渡戸のクリスト教的教養と武士的エートスの凝集点を人間の「品性」において見出している（『思想の遍歴』一〇頁）。これは確な把握ではなかったであろうか。知的遺産の総継承から醸成されるエートスが「品位」であった。⁽⁵⁾

一高弁論部のOBとして、森戸が河上丈太郎や河合栄次郎を伴い、徳富蘆花を訪ね、一高における講演を依頼したのは、一九一一年一月二二日のことであり、幸徳秋水達が「大逆事件」で死刑判決を受けた直後のことであった。そこで、蘆花が提示した講演テーマは「謀叛論」であった。蘆花の妻、愛子の日記には、この日、蘆花が、訪れた一高生に講演を承諾し、幸徳らの「命乞ひの為にもと、謀叛論と題して約したまふ」と記されてある。⁽⁶⁾

講演が行なわれたのは、一九一一年二月一日であった。それは、幸徳秋水ら一二名の死刑が執行された一週間ほど後のこととなった。講演は約一〇〇〇名の聴衆の前で、二時間近く行なわれたという。参加した一高生の中に矢内原忠雄、高期八尺、田中耕太郎、細川嘉六、恒藤恭、などがいたのではないかと推定され、近衛文麿が出席していたのは確かであったとされている。⁽⁷⁾

蘆花の講演を許可したのは新渡戸であった。蘆花の講演の翌日、新渡戸は文部省に呼び出された。講演を許可した

責任者として新渡戸は「進退伺い」を申し出でざるを得なかった。『向陵誌』によれば、文部省から帰った翌日、新渡戸は全寮生を集め「身を以て責任を負うべし。請ふ、意を安んじて学業に就かれよ」と訓示したとい⁽⁸⁾う。

蘆花の講演原稿については、その草稿を中野好夫氏が判読した版が一九七六年に岩波文庫版として発表されている。ただし、当日の講演は必ずしも原稿朗読の形をとっていなかったと推定されている。今日、確定出来るのは講演予定原稿である。講演内容は、出席者のノートによる講演「記録」から伺い知るほかない。森戸は、吉田松陰を例に挙げた蘆花の「謀叛のすすめ」に「感激」したとしているが、講演「記録」によれば、それだけでなく、森戸が蘆花の屈折した皇室論に接触したこともまた確かなようである。

蘆花は、明治天皇のカリスマ性への個人的帰依を明らかにしつつ「大逆」罪に問われた幸徳ら一二人を「有為の士」とし、彼らに対する死刑の執行を「謀殺」であり「暗殺」であると断じた。廟堂に一人の忠臣もいないとする蘆花は、「君側輔弼の臣」を指して、「彼等は始終皇室の為、国家の為と思つたであらう。然し乍ら其結果は皇室に禍し」と、明治天皇から切り離された「閣臣」を批判し、幸徳等になされた断罪を批判する。君主無答責の論理は、君主制合理化の論理として展開されていた。この蘆花の論理は、中野好夫氏によって「天皇免責符の主張」とされている論理である。

中野好夫氏の言う「明治期まで続いていた公然たる宮廷ハレム制度」に対して、近代的な家族観としての一夫一婦制の立場で公然と批判することが、すなわち特殊天皇制に対置される君主制一般の立場から批判を加えることが、当時の状況において可能であった。森戸が、この日、「若し皇太子殿下が皇后陛下の御実子であつたなら、陛下は御考へがあつたかも知れぬ」とする蘆花の議論を聞いていることが確かである⁽⁹⁾。

蘆花の「天皇免責符」の発行による天皇批判の論理は、「大逆事件」の九年後の「森戸事件」で、さらに一二年後

の「大震災事件」で、そして、一四年後の「治安維持法制定」において、森戸が日本の君主制に対応し、日本の国家機構を分析し、「国体」論に斬り込む論理となっている。

後日の回想であるが、森戸は「大逆事件」すなわち「幸徳事件」について、「私の心にも非常に深く残っています」(『思想の遍歴』二二三頁)と述べている。森戸の「思想の遍歴」の起点に「大逆事件」が刻み込まれる一つの契機になったのは、蘆花の「謀叛論」との出会いであったが、さらに、理論的に、思想的にとらえ直す契機があった。一九一〇年代の半ばと推定される時期に、日本社会政策学会の内部で「大逆事件」を「もう一度考え直し、調べなおしてみようではないか」との趣旨による研究会が持たれている。この研究会もまた、森戸の心底に「大逆事件」を刻み込む契機となっていた。

高野岩三郎、牧野英一、吉野作造、沖野岩三郎、などがこの研究会への出席者であり、森戸がこれに加わっていた。森戸は、この研究会でいろいろな議論を聞きながら、かつて一高で聞いた「徳富蘆花の『謀叛論』の感動をよびおこした」(『思想の遍歴』二六頁)と述懐している。

「大逆事件」からわずか八年後の一九一九年、東京帝国大学の経済学部が独立した時、「守旧の府」と化している学問の府において社会主義研究の自由を確保しようとする動きが活性化した。その動きの最先端に立っていた森戸の場合、「大逆事件」で圧殺された社会主義思想の復権が、そして、特殊天皇制の君主制一般としての捉え直し、その秘められた意図となっていたと見てよいのではなからうか。

(1) 『東京大学百年史(通史二)』東京大学刊、一九八五年、三一六―三一七頁。『高野岩三郎伝』一二七―二八頁をも参照されたい。

- (2) 山川男爵記念会（花見朔巳編纂）『男爵山川先生伝』同記念会刊、一九三九年、三〇七〜三〇八頁。「経済商科分立の理由書」は河津暹の執筆。『高野若三郎伝』一三〇頁を参照。
- (3) 「クロボトキンの社会思想の研究」と題する森戸の紹介論文は、『思想の遍歴』に全文が掲載されている。なお、『経済学研究』第一巻第一号は、宇野弘蔵氏寄贈本が法政大学大原社会問題研究所に「高野文庫」として保存されているが、欠損本である。他の一冊によれば、『経済学研究』の裏表紙における森戸論文の英文表記は以下の如くとなっている。
Kurofotokin's Anarchist Communism as a Social Ideal.
- (4) 森戸の一九三〇年代における「我国における社会主義運動の生成と基督教との交渉に関する一考察」その他関連する調査と分析は『大原社会問題研究所雑誌』第一〇巻二号、一九三三年七月、以降に発表されたあと、一九五〇年に『日本におけるキリスト教と社会主義運動』として潮書房から一書にまとめ刊行されている。
- (5) 新渡戸稲造によれば、「ブシドウ」はノープレス・オブリージュであり「数十年数百年に亘る武士の生活の有機的発達である」とされている（岩波文庫版『武士道』二四〜二五頁）。知的生活の凝集点としての「品性」についての指摘であった。
- (6) 中野好夫『蘆花徳富健次郎（第三部）』筑摩書房、一九七四年、一二頁。
- (7) 同右、四〇頁。
- (8) 同右、三八頁。
- (9) 蘆花の講演の結論は「生きる為に謀叛しなければならぬ」と説きつつ、それは「要するに人格の問題である」と結ぶものであった。中野好夫氏は、この結びを「いささか竜頭蛇尾のきらいもある」（同右、三七頁）としているが、謀叛に人間主義としての人格を認める思想は、実は「幸徳クロボトキン」において彼らの無政府主義思想の原点にほかならなかった。生涯の仕事場を「秋水書院」（都内蘆花公園に現存）と名付けていた蘆花の幸徳理解には人間主義的社會主義への共感があつたと見るべきではなからうか。森戸は、蘆花の「謀叛論」を聞いた「感激」を無政府主義思想への関心に直結させているが（『思想の遍歴』二五頁）、それは森戸の無政府主義思想に含まれる人間主義思想に対する感受性の鋭さの現れであつたであろう。

(10) 中野好夫、前掲(本節注6)、『蘆花徳富健次郎(第三部)』四二六頁、三五六頁。

三 「森戸事件」の核心

—「天壤無窮」への対応—

東京帝国大学経済学部が発足した一九一九年一二月、経済学部紀要の第一号をめぐって浮上したのが「森戸事件」であった。事件の経過と内容については、既出の大島清著『高野岩三郎伝』が詳しい。事件の主人公である森戸自身(1)の回想と分析としては、これも既出の森戸『思想の遍歴(上)』がある。関連裁判資料の主なもの(1)は、『日本政治裁判史録・大正』(第一法規出版、一九六九年)の宮地正人「森戸辰男事件—学問の自由の初の試練—」に収められている。『東京大学百年史』も「通史(二) (前掲二の注1)の一節を「森戸事件」としている。これらの文献によって、またこれらの文献が参照する関連基本資料によって描かれる「森戸事件」は、確かにある若い帝国大学助教が引き起こした筆禍事件であった。しかし、その筆禍の内容は、国家の基本的性格に関わっていたのであり、問題の本質において一〇年前の「大逆事件」と同質の天皇制に関わる事件であった。そもそも、「大逆事件」も「森戸事件」も、事件を掘り起こし処理した主任検事ないし検事総長は同一人物であったのであり、それは平沼騏一郎であったのである。(2)

「森戸事件」の関連諸文献によれば、文部省学務局の書記官が山川健次郎東大総長に、内務省が『経済学研究』第一号の発売禁止を内議していると伝えたのは一九一九年一二月二七日であった。山川総長は、直ちに未発売の雑誌を回収し、発行所である有斐閣をして配給してあった雑誌をも出来る限り回収する手段を講せしめた。年が明けて早々の一九二〇年一月六日、文部省学務局の松浦局長が山川総長を訪ね、『経済学研究』第一号の問題が議会で取り上げ

られるおそれがあると告げた。当初から、問題が森戸のクロポトキン論文にあることは明かにされていた。山川総長は経済学部の金井延教授等と相談し、森戸に覚書を提出するよう勧めることにした。同年一月九日のことである。用意された覚書の内容は、『男爵山川先生伝』によって知ることが出来る。山川総長は、前後四回にわたって森戸論文を精読、「どうしても宣伝でないとは思はれぬ」との感想を洩らしていたという。

拜啓陳ば雑誌『経済学研究』第一号に掲載せる「クロポトキンの社会思想研究」と題する拙生論文は、単にクロポトキンの説を紹介する止めし積りの処、書方悪しく候に哉、往々拙生を以て無政府共產主義を主張するものと誤解せらるゝ向も有、之候やに承り遺憾に存候。拙者は右無政府共產主義を正道と認めて之を主張するものに無_レ之候間、此段申上置候。

山川総長に呼び出された森戸は翌一〇日まで判断を留保したが、覚書の内容を見ないままその提出を断わつた。森戸は、覚書を「陳謝弁明書」と受け取っていたようである（『思想の遍歴』四四頁）。森戸の覚書提出拒否は、検事総長を通じて原首相に報告された。首相は内務大臣に起訴の内訓を与えた。『原敬日記』にはその経過が記されている。

【一九二〇年一月二日】検事総長平沼騏一郎来訪、一昨日内談せし大学教授森戸某（助教授）朝憲紊乱として起訴する事に関し、文部側に相談せしに強て異議を言ふには非ざれども可成は穩便にしたしとの意見なり。併しながら彼悔悟の様子もなし（単にクロポトキンの無政府共產主義を紹介せし迄と正誤する事大学総長より談ぜしも彼承諾せずと）、起訴不得已事と思ふと云ふに付、明朝余閣議にて中橋文相と相談すべし、近來大学教授が売名の徒となりて、途方もなき意見を發表するの弊風も生じ居れば旁以て捨置く事は出来ざるべしと云ひ置けり。

【一九二〇年一月二三日】共產無政府主義なるクロボトキン主義を執筆したる森戸東京大学助教起訴の件、閣僚に諮り不得已起訴の外なしと決定したるに因り、鈴木司法次官を招き起訴の内訓をなしたり。但「経済学研究」と称する雑誌に登載ありしに因り、同雑誌編輯人大内助教も同時に起訴する事となしたり。近来教授等如何にも無責任にて國家の根本を考へざるが如き行動多きに因り、國家の前途に甚だ憂慮すべしと思ふ。因て此際断然たる処置を取る事となせり。

原首相が憂慮したのは、「國家の根本」から外れた教授達の思想動向であつた。一九二〇年一月の日付で、元老・山県有朋が原首相・中橋文相などに送つた長文の意見書があつた。山県の場合も、問題は學者達が「建國ノ大精神ト相反スルノ言動ヲ敢テスル」ところにあると見ていた。「固有の体統」と言い、「帝國ノ本義」と言い、この段階では未だ「帝國固有ノ国体觀」が治安維持の法概念として確定されていなかったものであり、その点で「國民思潮ノ動搖」があることに山県は危機感を抱いたのであつた。山県の意見書を『中橋徳五郎（上巻）』に見れば、「国体」觀念未形成の状況における権力中枢の苛立ちが鮮明である。

片々タル筆舌者流ハ暫ク措テ之ヲ問ハサルモ、自ラ一世ノ泰斗ヲ以テ任スル學者ニシテ、猶ホ且ツ時流ニ投シテ新奇ヲ術ヒ、民衆政治ヲ説ク者、労働万能ヲ贊スルモノ、社会主義ヲ紹介スル者、無政府主義ヲ紹述スル者、皆奇矯ノ説ヲ口ニシテ、其名ヲ衆愚ニ求ムルニ非ルハナシ。…労働問題起レハ即チ過激思想ヲ携ヘテ此ニ追隨ス、未タ嘗テ欧米諸國カ独露ノ君主制ヲ拝シテ、英、伊、白ノ君主制ヲ保持スル所以ヲ審カニセス、…最高ノ学府ニ教授タルノ身ヲ以テ新ヲ好ミ奇ヲ驚セテ、衆愚ノ間ニ名ヲ求メ、浮言相動カシテ自ラ得タリト為シ、國家ノ利害ヲ顧慮セズ、建國ノ大精神ト相反スルノ言動ヲ敢テスル者アルニ至テハ真ニ驚クヘシ。

長谷川如是閑や大山郁夫が右翼団体による暴力的弾劾の結果、『大阪朝日新聞』を退社することになったのは一年ほど前の一九一八年一〇月であったが、原や山県にとって、『経済学研究』におけるクロポトキン論文の出現は、帝国大学教授の反乱として、『大阪朝日新聞』における「筆舌者流」の論調とは比較出来ない重みをもっている事件であった。山県によれば、「抑々学者ニ尚フ所ハ其ノ大体ニ通シ、大局ヲ察シ、自ラ率先シテ民衆ヲ指導スルニ在リ」とされていたのである。「建国ノ大精神」の問い直しなど、論外であった。⁽³⁾

一〇年ほど前、幸徳秋水らが問われたのは刑法第七三条の大逆罪であったが、今回、森戸と大内が問われたのは新聞紙法第四二条の「朝憲紊乱」罪であった。その条文は「皇室ノ尊厳ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトスルノ事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキハ……」となっていた。以下、一審、二審、大審院、の判決文を森戸の記録（思想の歴史）一八三頁以下）で見れば、以下の如くである。

第一審はこの第四二条の適用を退けた。「我国国家存立ノ大綱ノ改廃ヲ論議セル場合ト雖モ所謂全然其手段ヲ表示セズ或ハ却テ之カ改廃ヲ適当ナル手段方法ニ依頼スヘキヲ唱導スル場合ニ於テハ何等右禁令ニ違反スルモノニ非サル事疑ヲ入レサルナリ」とする極めて的確な把握がそこでは示されていた。

二人に適用されたのは第四条の「安寧秩序を紊した」罪であった。「其行文ノ間無尽ニ煽激ノ文字ヲ羅列シテ現行ノ国家制度或ハ経済組織ヲ痛罵シ徒ニ感傷的ノ用語ヲ駆使シテ無政府主義ヲ嘆美セルコト論旨自体ニ於テ極メテ明瞭ニシテ右論文ニ接スル一般民衆ヲシテ或ハ我国ノ統治権ニ疑惑ヲ挟マシメ或ハ個人ノ所有権ヲ蔑視セシムルノ風ヲ醸成シ時ニ進ンテ我国建国ノ大本ヲ粉擾スルノ思想ヲ助長養成スヘキ素因ヲ為スノ危険アルモノト云フヘシ」と認定され、森戸に禁錮二カ月の刑が課せられた。大内は罰金刑だけであった。検事側は控訴した。

第二審において、判決は、再び、第四二条の「朝憲紊乱」罪を適用するものとなった。森戸論文は「我国家存立ノ

大綱トシテ憲法ニ闡明セラレタル天皇ノ大権ノ範圍ニツキ紛更ヲ試ムルカ如キハ新聞紙法四十二条ニ所謂朝憲ヲ紊乱セムトスルモノ」にほかならないとして、森戸は執行猶予なしの禁錮三カ月の刑に処せられた。

森戸は大審院に上告した。大審院判決は「我國民をして建國の皇謨と光輝ある歴史とを無視し茲に國權の変更と國法の廢滅とを企圖し我國體に違背し全然統治の關係を離脱し放縱自恣の生活を遂行せしめんことを宣伝鼓吹するもの」と厳しく断じていた。「過激の手段」の鼓吹がなされていなくても「主義主張」それ自体が問題なのであると言いつ切る明確さがそこにあつた。「縱令實現の方法として過激の手段を執ることを避け平靜穩和の手段に依るべき旨を懲懲したりするも、所論の主義主張にして既に我國家の存立を危殆ならしむるの虞ある以上、右論文は新聞紙法第四十二条に所謂朝憲を紊乱せんとする事項に該当するものとす」として、第二審判決は支持され、森戸の下獄が決定された。

これらの判決文において、なぜ榎田の『共產黨宣言』の紹介が糾弾の対象とならず、森戸のクロポトキンの紹介が訴追の対象となつたかが明らかにになる。問題は、マルクスとクロポトキンとどちらが革命的であるかにあつたのではなかつた。森戸論文の論調の方に、現実的な「國體」変更の姿勢が読み取られたのであつた。森戸は、大審院への上告にあつて「自分の望むところは朝憲の紊乱では決してなく、いわば朝憲の合法的進化である」との主旨を述べたとしているが（『思想の変遷』一八五頁）、むしろ「合法的進化」こそ、平沼檢事総長などが最も忌避するところとなつていたのでなかつたか。

この事件について、森戸の新聞・雑誌の切り抜きによれば、美濃達吉も吉野作造も、森戸の論文内容と『経済学研究』誌への発表について批判的な見解を表明、森戸が教授会から去るのはやむをえないこととした。注目されるのは、被告としての大内の発言である。大内は、森戸がクロポトキンについて書くことは知っていたが原稿も校正刷りも見

ていなかっただとした上で、雑誌発行後に森戸論文を見て「不穩当」と思った、先輩や友人もあの種の論文を雑誌に発表するのは「有害」だろうと述べている、と検事宛に申し立てたのであった。さらに大内は「自分は国家主義の方面からの社会改良論者である事を明かにして置く」とわざわざ断わりもしたのである（『思想の変遷』一一九—一二〇頁）。財政学専攻の大内においては、高野や森戸におけるような「合理的ナル社会ノ構成」の視点を自分のものとする事が出来なかつたのであろうか。

美濃部が言うように大学の独立といつても「不可侵の地位」が無条件に保障されているわけではなかつたことは確かであつたであろうし、吉野が言うように「今の政府の取締標準」からすれば正直にクロボトキンを紹介し過ぎたのであつたかもしれない（『思想の変遷』八九頁）。あるいは、経済学部の創設を記念する『経済学研究』創刊号に掲載する論文として適當であるかどうかを検討しなかつたのは「編輯上の自分の失態」であつたとする大内の反省は妥当であつたのかもしれない。だが、問題は筆禍事件のレベルに留まっていなかつた。森戸はこの事件を通じて、ようやく形を整えつつあつた「国体」論に直面していたのであつた。美濃部や吉野や大内における「国家」対応の局面を超えたところで、森戸は独り、「国体」論に對峙していたのであつた。

事件から四〇年も経つた一九六一年二月のことである。森戸は司法研修所で司法修習生のために「思想と裁判—思い出と感想—」と題する講演を行なつた。この講演内容は、今日、「裁判は裁かれる」と題して公表されている。この講演で、森戸は、「森戸事件」について、それまで明らかにされることのなかつた事実を明らかにした。「森戸事件」は「国体」論を認めるか否かが問われた事件であつたのである。山川総長は森戸との「懇談」の際に、すなわち一九二〇年一月九日に、「君は天壤無窮を信ずるか」と質問していたのであつた。森戸は、山川総長の質問は、「日本の皇室がいつまでも今日の状況で続くと思うか、またそれがのぞましいかどうか」という意味であつたと説明し

ている。⁽⁴⁾

森戸は「国体」論の踏み絵を踏まされたのであった。そして、山川総長の問いに対する森戸の答えは次ぎのようなものであったとされている。

統治権の総攬者としての天皇の地位はいつまでもつづくとは思わない。天壤は無窮ではありませんまい。こんご日本の国、日本の社会にはいろいろな変化があると想像され、それによって天皇の地位が変りうるからです。しかし、天皇が統治の総攬者でなくなれたからといって、それで陛下が国民の尊敬の中心であるという状態もなくなってしまうとは必ずしも思いません。(裁判は裁かれる)、『遍歴八十年』一六三頁による)。

これは、「森戸事件」の核心部分についての事件の主人公による証言となっている。もちろん、「天壤無窮」という踏み絵は、踏んではいけない踏み絵であった。しかし、青年・森戸は、あえて踏んだのであった。森戸は、この時、三二歳であった。

ところで、山川東大総長に対する自身の答えについての森戸の記憶に、多少、確かでないところがある。一九六四年五月、森戸は東大経済学会主催の土曜講座で、「森戸事件の頃」と題する講演を行なった。森戸は、それでも、それまで表に出ることのなかった「森戸事件」の経過について語った。山川東大総長に会う前に、森戸は、金井延経経済学部長から辞表を書くように求められ、森戸は断わったのであった。⁽⁵⁾

辞表提出を断わった後、森戸は、山川総長に会った。そこで、森戸は山川から、「君は天壤無窮を信じますか?」と聞かれたのであった。森戸の答えは、東大土曜講座においては、次ぎのようなものであったと回想されている。

もし天壤無窮ということが、統治権の総攬者としての天皇の地位が永久に続くということであれば、私はこれを信ずることはできません。

国民愛敬の対象としての皇室が残るというなら、それはあり得るかもしれない。

(東大土曜講座「講演速記」、『高野伝』一七七ページによる。)

この後、一九七二年の『思想の遍歴』と一九七六年の『遍歴八十年』という二種類の回想記で、森戸は、この「森戸事件」の核心部分について語っているのであるが、そこでも微妙な表現の違いを示している。

天壤無窮であるとは思いません。というのも、統治権の総攬者としての天皇の地位は変わることがあり得るので、いつまでも無窮につづくとは思われませんから。けれども、天皇が統治権の総攬者という形ではなく、国民の敬愛の対象として残られることは十分あり得るでしょう……。『思想の遍歴』四三六頁

天壤無窮であるとは思いません。

しかし、天皇が国民の敬愛の対象となれることはありうるでしょう。日本の権力全体を把握するような地位は変わると思いません。『遍歴八十年』三三六頁

このような表現の違いを、事実問題として検討することはおそらく意味を持たないであろう。以上に見た四つの表現にある違いは、森戸の新憲法体制下の象徴天皇制についての捉え方の「変遷」を示すものとなっているのである。

すなわち、一九六〇年代において森戸は、日本の社会における君主制について、「無くならないであろう」とか「残ろうとすれば残り得る」と距離を置いて観察を行っていた。それが、一九七〇年代に入ると、「敬愛の対象」として「残られることは十分あり得る」から「敬愛の対象」と「なられることはあり得る」と期待を表明する所へ変わって来ている。森戸は、この間に、象徴天皇制に積極的な姿勢をとるようになっており、その変化がこの四つの表現の違いになっていたのであった。

ここでは、これらの表現の違いを超えて共通している点にのみ注目することにした。日本の社会における君主性一般の存在と継続性を肯定しつつも、日本の皇室が永遠に天皇大権の担い手であり続けることについては明確に否定するという論理構造が、「森戸事件」において、森戸の皇室論として確定されていたのであった。あえて言えば、その論理構造とは、特殊天皇制の君主制一般への転化の論理構造であった。

やがて、一九二〇年代後半において支配的となるのは、日本の社会における君主制を絶対主義的天皇制として捉え、その全面否定を帰結する国家主義的な社会運動の論理であり戦略論であった。しかし、その前の段階における、すなわち、一九二〇年代前半における森戸の特殊天皇制の君主制一般への転化を求める「合理的ナル社会ノ構成」の論理は、日本社会の構造の多面性を把握する分析視点となっていただけでなく、日本社会の構造的な改革を促進する有効な運動論ともなっていた。「森戸事件」の二年後の関東大震災事件への対応や、四年後の治安維持法の制定への対応を通じて、特殊天皇制の君主制一般への転化を求める視点の有効性が実証されることになる。

(1) 「森戸事件」の関連資料として主な文献を何点か挙げておきたい。前掲(二)の注②、『男爵山川先生伝』河合栄治郎『金井延の生涯と学蹟』日本評論社、一九三九年。牧野良三編『中橋徳五郎(上巻)』中橋徳五郎翁伝記編纂会刊、一九

四四年。原奎一郎編『原敬日記（第五巻・首相時代）』福村出版、一九六五年。

(2) 編纂委員会『平沼騏一郎回顧録』同会刊、一九五五年、によれば、平沼は「幸徳事件」で検事総長の代わりに「総指揮官で：やつた」と述べている（同五八頁）。平沼において、「国体観念」は「思想戦」の武器であった（七三頁）。平沼が示すような国体論文脈に対抗する知的文脈として、「同人会」を基盤とする森戸の「幸徳事件」への思い入れがあり、「森戸事件」への突入があり、その後の状況展開への対応があったと見たい。

(3) 帝国大学の教官に民衆に対する指導機能を求める山形有朋とは違って、平沼騏一郎の周辺では「帝大は学問輸入の検査所」と理解されていた。そう言い切ったのは興国同志会の創立者の一人であり顧問の一人であり森戸追求の先頭に立っていたと見られる竹内賀久治であった（『法律新聞』一六六三号以下参照。または『思想の遍歴』九八頁）。竹内は陸軍士官学校、法政大学出身の弁護士であり、平沼の国本社理事となり、戦時体制下の法政大学総長となった人物である。『法政大学百年史』法政大学、一九八〇年、二四六〜二四七ページを参照。

(4) 司法研修所の講演の速記と手稿に基いて、一九七二年三月、広島大学教養部の『広大教養「わが師わが友」欄に発表されたのが、「裁判は裁かれる」（未確認）である。それは『第三の教育改革—中教審答申と教科書裁判—』第一法規出版、一九七三年、に収められている。『遍歴八十年』一六二〜一六三頁に再録。

(5) 森戸辰男「森戸事件の思い出」、「東大土曜講座一九六五年講演速記録」。『高野岩三郎伝』一七七頁以下に掲載されている。『東京大学新聞』一九六四年五月六日付によれば、「土曜講座」で、森戸は、山川総長が「天壤無窮ということ信じるか」と問い、森戸が「統治権の総攬者としての天皇なら信じない」と答えた、と講演したとされている。また、山川と森戸が「筆がハシツタ」などという言い逃れはよそうと話し合った、などのエピソードを淡々と語ったという。

四 「主義者」と「反動勢力」

— 森戸における「ドイツ革命」の影響 —

過激社会運動取締法の制定が貴族院に提出され、修正案が衆議院で審議未了、廃案になったのは一九二二年であった。治安維持法が衆議院に提出され、修正案が貴族院に回付され可決・制定されたのは一九二五年であった。治安警察法第一七条の削除がなされたのは一九二六年であった。大正末期は、あるいは一九二〇年代前半は、日本の国家体制における秩序維持原理の確定過程になっていた。

「森戸事件」の第一審において「朝憲紊乱の罪」が「安寧秩序を紊る罪」に大きく揺れ動いた経過が示しているように、「朝憲の紊乱」防止を秩序維持の原理とする治安立法の体制は整っていなかった。過激社会運動取締法は、無政府主義と共産主義を名指しにして「朝憲の紊乱」罪を確定しようとする試みであった。それは、明らかに「森戸事件」の後産であった。だが、無政府主義とは何か、共産主義とは何か、と問われても司法省の政府委員が答えることが出来ないという状態であった。⁽¹⁾この段階における治安立法の特徴は、その立法事実が不明確であることにあった。

既存の刑法の規定による内乱罪や騒擾罪では取り締まることの出来ない「表現の自由、集会、結社の自由に属する領域」における「刑罰権を確立」しようとする政府の強腰だけが先行していた。司法官僚と内務官僚の足並みの不揃いもあり、「立法技術上未熟な要素」がしばしば露呈していた。政府の意図は「近代的な刑法体系への大胆な挑戦」の試みであったが、「大胆」な分だけ「法案の出来具合 (draftmanship)」は拙劣であったのである。⁽²⁾ここに、森戸などが支配勢力の中の突出部分に逆に「大胆な挑戦」を継続する余地があった。

(a) ドイツ革命と「社会主義の分裂」の経験

森戸が、かねてからの仕事であったアントン・メンガーの法曹社会主義のテキストを『近世社会主義思想史』（我等社、一九二二年）として訳了したのは「森戸事件」の渦中においてであった。森戸は、訳書の序文に、偶然、日が重なったからであろうが、「入獄の朝」と記している。それは「朝憲」に対する一つの挑戦となっていた。森戸は、拘留所の中でマルクスの『資本論』を読み、ウェツプの『労働組合論』を読んでいる（『遍歴八十年』三六頁）。出獄した翌月には「監獄から出て来て私が聞いた最初のニュースはクロポトキン翁の訃音であった」として、それまでのクロポトキンについての評論を集め『クロポトキンの片影』（同人社、一九二二年）を緊急出版している。クロポトキンの死を悼み「此の自由の闘士の片影を伝へ、せめて彼の死を記念したいと思ふ」との献辞を明記するこの本の序文もまた「朝憲」に対する一つの挑戦となっていた。

出獄して直ちに大原社会問題研究所員として海外に出立した森戸であった。一九二一年三月から一九二三年八月まで海外生活を送った森戸は、主としてベルリンに滞在している。この間に、先にドイツに渡っていた櫛田民蔵と一緒に二週間ほどモスクワに旅し、コミンテルン本部の片山潜や田口運蔵と会っている。トロツキーの演説を聞いたりしている（『思想の遍歴』二二四～二二五頁）。森戸は大学で勉強するのではなく、社会主義関係文献の収集に当たった。また、社会民主党の動向を精力的に追った。その成果は、帰国後現わした報告論文集『最近ドイツ社会党史の一駒』（同人社、一九二五年）から充分に伺うことが出来る。

一九一八年のドイツ革命の結果が確定されないまま革命と反革命が渦巻くワイマール・ドイツに滞在出来たことは、森戸にとって貴重な経験となった。森戸は、激動するドイツを「生に見聞した幾多の貴重な体験」が「私の思想の旅路において、やがて一つの転機となる素因となった」ことを認めている（『思想の遍歴』二四二頁）。ドイツにおける

革命期左翼の観察を通じ、森戸はスパルタクス・ブント派、すなわち共産党派に対して批判的な見解を確定した。また、社会民主党のカウツキー派への期待を訂正せざるを得ないことを自覚した。社会民主主義の中間派から右派への転換の「転機」として、ドイツ革命の観察を位置付けるのが森戸による自身の思想史の整理となっている。

ドイツ革命において左右両派が開示した街頭における大衆闘争、武装蜂起、特に政治的テロリズムは、森戸に強烈な印象を与えるものとなった。右翼によるカップ一揆や共産党による武力蜂起がなされたのは森戸がベルリンに入る直前のことであつたが、それでも、森戸は二〇万、三〇万という大規模な街頭デモンストレーションの雰囲気になじしたのであつた。共和国政府であるウイルト内閣の蔵相エルツベルガーと外相ラーテナウが右派勢力によつて殺される事態に遭遇したのも、その一つのシーンとしてであつた。当時の「社会主義の分裂」(レーニン)状況を、森戸は、次のように捉えている。

戦後間もなくふたたび社会的・経済的危機が鋭くなつてきまして、資本主義から社会主義に至る過度的な時期に再会しましたが、その際革命的騒動者の使命はいかなるものか、政権奪取のための即時武装蜂起かブルジョアジーとの社会的妥協か、プロレタリアの独裁かブルジョワ民主主義か、労兵評議会か国民議会か、これらのどちらを選ぶべきか、ということでした。こうした問題を主要な分岐点として労働者政党が分裂したのです。『思想の遍歴』二〇九頁

暴力を行使する左右対決の状況にあつて、森戸は左派総体の結集に期待をかけたのであつたが、すぐに、そのような共同戦線が夢にすぎないことを知らされた(『思想の遍歴』二二二頁)。森戸は、理論的立場を社会民主党右派にシフトすると共に、ワイマール体制としての国民議会の意義に今さらながらに気付いたのであつた。

ドイツから帰った森戸は、一月も経たない中に関東大震災事件に出会った。森戸は一時、所在が不明であったが、おそらくは東京ないしその周辺にいて、そこで、東京で大杉栄らが殺されたことを知る。森戸は、「大震災事件」をほとんど目撃する位置にあって観測したに違いない。森戸は、ドイツにおける政治テロ横行を同じくほとんど目撃する位置で観察したばかりであった。その目で、森戸は引き続いて「大震災事件」について、そして「大杉夫妻残殺」事件について、観察し、その結果を発表した。

これらの観察結果は、『我等』誌や『改造』誌等に発表された後、『思想と闘争』（改造社、一九二五年）に収められた。その際、雑誌に発表された時とタイトルに多少の変更があったり、伏せ字が増えたり、省略部分の復活があったり、結構、手が入られている。

- 第一篇 震災と『主義者』と反動勢力（震災と社会思想と反動勢力）『我等』一九二四年一月）
- 第二篇 国粹主義者と政治的殺人—ドイツ革命後における政治的殺人の一考察—『我等』一九二四年四月）
- 第三篇 大杉栄君の追憶—社会思想家としての彼の一面—『改造』一九二四年四月）
- 第四篇 関西に於ける『交通不安』の社会的意義（『我等』一九二四年八月）
- 第五篇 富田碎花君の印象を通じて—人及社会詩人としての富田君—（『日本詩人』一九二四年二月）
- 第六篇 思想と闘争—社会科学運動の文化的意義—『改造』一九二五年九月）
- 第七篇 治安維持法と社会主義（『治安維持法と社会民主主義』『我等』一九二五年三月）

大杉とは、森戸は、クロポトキンの研究を通じて三回ほど会っている仲であった。森戸は、大杉について「私にとつては、まことに魅力ある人間でした」（『思想の遍歴』二五三頁）とその印象を語っている。しかし、森戸の大杉追

悼は、大杉の遺骨奪還や報復テロで騒ぐことではなく、大杉の思想を確実に理解することが何よりも追悼になるとするものであった。森戸は、「大震災事件」について、加害者としての権力機構を弾劾し軍や警察による暴力に抗議の声を挙げることに力点を置いた論評を行なうことはしなかった。森戸におけるドイツ革命についての観察経験は、「大震災事件」において、加害者としての権力機構を弾劾するだけの分析とは違った視点からの論評を行なわせたのである。

(b) 関東大震災事件と「主義者」達

大杉栄、伊藤野枝、橘宗一少年の三人が憲兵隊の甘粕大佐らに殺されたことが新聞で伝えられたのは一九二三年九月二五日であり、平沢計七ら九人の労働組合員が亀戸警察署内で殺されたと報道されたのは同年一〇月一日であった。森戸が「震災と『主義者』と反動勢力」と題する一論をまとめたのは一〇月二一日とされている。四〇〇字詰め原稿用紙で一五〇枚ほどの論評を、事件が伝えられて一〇日ほどで森戸は一気にまとめ上げていた。取り憑かれたようにペンを走らせている森戸の姿が浮かび上がるようである。

大震災に紛れた大杉や平沢ら一〇名余の虐殺の事実に向直して、森戸はその野蛮さに怒りを感じたであろうし、甘粕ら犯人達の処罰を声を大きくして叫びたかったであろうと思われる。しかし、森戸のこの事件に関する論調は、丹念に新聞の記事を収集し、事態の正確な把握を試みた上で自己の見解を述べるという分析的な論調になっていた。森戸にとって「尊敬する一知人」(『思想と闘争』二二四頁)であった大杉についての追悼がなされるのは翌年であり、事件直後の段階では避けられている。森戸は、事態を政治社会学的手法で捉えていた。その分析結果は、「主義者」と「反動勢力」という規定に端的に示されていた。

『時事新報』『東京日々』『東京朝日』『報知』『都』『東京時事』『読売』等の各紙の記事が森戸の分析の主な材料であった。分析の結果、何よりもまず大きく浮上した事件の実態は、事件が軍隊、官憲、そして民衆によって「主義者」になされた迫害であったということである。「主義者の不逞行為」という風説が流れていた。社会主義者だけではなく、労働組合員、無政府主義者、共産主義者、さらには民本主義者³⁾までも一括して「主義者」と捉えた上での迫害が軍人や警察官や民衆によって加えられていた。朝鮮人に対する大量虐殺も、朝鮮人の背後で「主義者」が操っているという噂で蛮行が加速されていた。「当初、鮮人に関する流言は、鮮人のみがやつたやうに伝へられたのであるが、其後、それは鮮人と主義者との共同行為となり、更に進んでは、主義者の指揮の下に鮮人によって犯されたもののやうに言はれた」(『思想と闘争』一二〜一三頁)と森戸は経過を捉えている。森戸は、「主義者」や「鮮人」という当時の呼称をそのままに分析をすすめていた。

さすがに森戸は、「主義者」という言葉を無条件で使っているわけではない。蔑視され迫害される「主義者」の立場で、森戸は弁解している。しかし、その「主義者」が、朝鮮人を「鮮人」と見下す立場に立っていたという差別の重層構造が森戸によって気付かれていた気配はない。森戸においては、「主義者」に対する殺人のみが迫害と受け止められ、朝鮮人に対する大量殺害行為は自然災害の一部として理解されていたのかもしれない。

社会主義者が「主義者」と称される意味合いは、「危険人物」としての指示にあった。森戸は「社会主義者と言へば、直ちに強盗、強姦、強請、殺人、放火其他あらゆる破壊行為をやる無頼漢の別名であると考へてゐる物も多々あるやうな次第である」(『思想と闘争』一八頁)ことを認めている。そのような「主義者」観について、森戸は、一五〇枚の大論文で、伝えられるような震災時における「主義者の不逞行為」が事実ではないことを各紙の記事から証明して見せた。さらに、アウグスト・ベーベルやエマ・ゴールドマン、ローザ・ルクセンブルグなどの著作によって、

「主義者」が、社会主義者であろうと、無政府主義者であろうと、政治的テロリズムを原理的に否認するものであることを論証して見せた。「主義者」の「主義」が「直接行動」や「行為伝道」(Propaganda der Tat)を認めているのは確かであったが、それは「殺人的暴行其他の不逞行為を意味しない」ことを森戸は確認する(『思想と闘争』五〇頁)。そう確認することの重要性についての認識は、森戸の一九一八年「ドイツ革命」直後のベルリン滞在経験からもたらされたものであった。

森戸は「震災並びにその後に於ける反動勢力の主義者に対するテロリズムは、我国の社会関係発展の上に、どういふ影響を持ち来すであらうか」との問いを設定し、それに、まず「労働者運動の非官憲的色彩、非軍国主義的傾向は一層濃厚となるに違ひない」と答えている。その上で「此の反軍閥的反官憲的な闘争傾向は、二つの違つた現はれを採るであらう」と予想している。森戸が恐れるのは、反動的なテロリズムが「少数者を報復的な左翼テロリズムに追ひやることになりはしないか」ということであつた。そこで森戸が期待するのは、「無産大衆の合法的運動」の方向であり、普通選挙制度の実施を機会とする「政治運動の道」であつた(『思想と闘争』一〇二〜一〇四頁)。

森戸の理論的な関心は、無政府主義から社会民主主義の中間派(カウツキー派)へ移行していたが、ドイツ革命の観察を通じて森戸の政治的な立場は、議会政治派としての社会民主主義右派(ベルンシュタイン派)へさらに移行していた。森戸の関東大震災事件に関する観察は、ドイツ革命の観察の結果としての議会主義を再確認するものとなつていた。

(c) 治安維持法の「悪法」性

この頃、森戸がまとめたと推定される小論文「国粹主義者と政治的殺人—ドイツ革命に於ける政治的殺人の一考察

—」は、E・I・グンベルの『暗殺二年⁽⁴⁾』の紹介である。一九一八年のドイツ革命以降二年間にドイツに起きた三二九件の政治殺人の九五割が、右翼が加害者であり左翼が被害者となっている事実が紹介されている。

大杉の死後、大杉の思想をその全構造において批判的に継承しようとする理論的営為がなされず、遺骨奪還であるとか、憲兵隊司令官への復讐であるとかの動きのみが見られた事態に、森戸は、「私などの出る幕でないことを承知しているが」と断わりつつ、「一人格としての彼を記念するため」に「我国の社会運動及社会思想の発展の上」になした大杉の「一大奇与」について論じた。「大杉栄君の追憶—社会思想家としての彼の一面—」は一九二四年三月脱稿とされている。大杉のアナルコ・サンジカリストとしての思想の特徴を論じながら、森戸が注目したのは彼の「社会的個人論」であり、「自由連合」の組織論であった（『思想と闘争』一四三頁）。

「一般に無政府主義は此の欠点の故に久しく悩んでゐた」と森戸が指摘するのは「来るべき解放運動の採るべき積極的具体的組織に就いて何等の確な観念を持っていなかった」ことである（『思想と闘争』一六四頁）。「新社会」構想の欠落というこの欠点において大杉もまた同様であったとされている。

関東大震災事件の観察として、森戸は、「主義者」についての誤解と悪いイメージを払拭することと、「主義者」的運動水準の克服を「主義者」が自覚することの二点を懸念に追求した。どちらかと言えば、森戸は、「主義者」の市民社会常識からの極端な逸脱を指摘していたのであり、その水準からの脱出を求めていた。同時に、森戸は、「反動勢力」の側の時代錯誤性をも衝く視点を示していた。大震災事件の主犯者である「反動勢力」の動きとその背景となる反動思想が、権力機構の中で突出し浮いた存在であることを森戸は的確に衝いていた。

大震災事件の主犯者達は、権力機構総体を代表する勢力ではなく、その一部分に過ぎないとする把握が、森戸の分析の重要なポイントになっていた。国家主義の強力さを誇りながら「主義者」を許容出来ない狭量性を露呈するとい

う「反動主義者の自己撞着」（思想と闘争）六七頁）の指摘は、「反動勢力」が「反動勢力」の危機を国家の危機と一体視する「錯覚」にほかならないとする森戸の分析で強調されているポイントであった。森戸の「反動勢力」論は、そのまま、一九二五年における治安維持法批判の視点に継承されるものとなった。

治安維持法は日本の国家機構の法体系になじまない突出した非合理的な法であることを森戸は強調している。この段階における治安立法が「近代的な刑法体系への大胆な挑戦」（奥平康弘）にほかならないことを、森戸は鋭く的確に捉えていた。「一先づ震災のゴタクサ紛れに治安維持令なる奇形児として世に出で、今やそれが新装を纏うて嫡出児たるの権利を要求しようとしてゐるのである」とするのが森戸の分析であった（「思想と闘争」三二五頁）。森戸は、ここでも先に見た「鮮人」と同じように「奇形児」という不穏当な言葉を使いながらであるが、治安維持法の異常さを指摘している。

森戸が治安維持法の「悪法」性を指摘するのは、治安維持法の弾圧法としての苛酷さに対してではなかった。「治安維持法の如き法律は、単に取締られる被支配階級に不要、不当の犠牲を強いるだけでなく、支配階級にとつても危険なる悪法である」とするのが森戸の「悪法」論であった（「思想と闘争」三四六頁）。

関東大震災の直後に治安維持を目的に緊急勅令が発せられた。この勅令において、過激社会運動取締法で試みられた「朝憲ヲ紊乱スル事項」に対する処罰は、「安寧秩序ヲ紊乱スル目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項」への処罰と変更されていた。秩序維持の論理は、もう一度、「森戸事件」の時と同じように、「朝憲」と「安寧秩序」との間を揺れたのであった。そのような経過の上で、一九二五年、ようやく治安維持法において「国体ヲ変革シ」と、「国体」観念の法化がなされた。ここで初めて神話の世界の法的承認として、秩序維持の論理に関する体制総体としての合意がなされたのであった。

神話の世界の合理主義の世界への持ち込みに対して、神話の世界と同じレベルにおける否定の論理を展開するのはなく、言い換えれば、タブーへの挑戦として対決するのではなく、あくまで合理主義の論理に立つて、合理主義の世界で非合理性を溶解させていくという姿勢が森戸によって示されていた。治安維持法は「無政府主義や共産主義のみを取り締まりの対象にする」と当局者によって説明されていたが、森戸は、法の内容が「民主主義社会主義禁遏法」(『思想と闘争』三四三頁)となつてゐることを論証した。そして、森戸は、そのような内容の立法は「結局支配階級に投げ返される」ことになる(『思想と闘争』三四六頁)、治安維持法的秩序の近代的法体系からの突出を指揮するのであつた。

治安維持法は、衆議院段階で、「国体若シクハ政体を変革スルコト」とあつた第一条から「政体」の規定を外すという修正を受けた。一九二八年には緊急勅令で死刑法とされたが、その際、「国体ヲ変革スルコト」を死刑の対象とする第一条第一項から「私有財産制度ヲ否認スルコト」が外されるという修正を受けた。それは、私有財産制度の否認は共産主義であるとする治安維持法制定時の理解の修正を意味した。一九三二年の改正治安維持法においては、私有財産の否認は第一条の「国体」規定とは別の第一〇条の規定に移されている。「私有財産制度の否認」によって「生産手段私有の否認」まで否定するのであれば民主的社會改革思想一般の否定になる、と森戸によって批判されていたのであつたが、そのような批判点の有効性が確認された治安維持法修正の経過となつてゐる。治安維持法は「近代的な法体系としては自己崩壊の途をたどる」(奥平康弘)ことになつたのであつた。

一九二〇年代前半に登場した秩序維持の論理はすべて、「朝憲紊乱」も「安寧秩序」も「国体」も、森戸にとつては「ケルビムと回転する焰の劍」であつた。森戸は論集『思想と闘争』の中心となる論文「思想と闘争」で、「旧約」の神話に依りながら、「思想の自由」について論じてゐる。我々は「社会科学上に於ける研究を突き進めて丁度支配

階級の階級的利益の限界にまで来る時」、そこで「パラダイスの東の口に置かれたといふ『ケルビムと旋転する焰の剣』に出喰はす」のであった（『思想と闘争』二六四頁）。

同時に、森戸は、この「ケルビムと旋転する焰の剣」が中世の異端糾問所となり、今日の「国家の警察力と裁判所」となっていて、共に「異端の禁遏」の機能を果たしていると指摘している（『思想と闘争』二六六頁）。森戸は、宗教裁判で異端として排除されることについて「吾々は吾々の意思を以て此の運命を背負はうではないか」と青年学徒に叫んでいる（『思想と闘争』三〇八頁）。しかし、同時に、「ケルビムと旋転する焰の剣」の歴史的根拠の無さと非合理性を声高く指摘したのであった。「思想と闘争」は雑誌論文であっただけでなく、小冊子にもなっていた。「思想と闘争」は、発表される前に、一九二四年一月から二月にかけて開催された京都帝国大学学友会の講演会、東京帝国大学第六周年記念講演会、関西学院商学会・社会学会の講演会、早稲田大学社会科学研究所の臨時講座、等における講演草稿となっていた。「森戸事件」の後も、森戸の「国体」に対する「異端」宣言は公然と発せられていた。

「国体」に対する合理主義的な異議申し立ては、社会の片隅の孤立した異端としてなされていたわけではなかった。森戸における異議申し立てには、彼の師である高野岩三郎が試みた異議申し立てを継承する脈絡が含まれていた。⁽⁶⁾

- (1) 奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、一九七七年、三八頁。
- (2) 同右、四一〜四二頁。
- (3) 大山郁夫も憲兵隊へ連行された。新聞社が動いてその日の中に帰宅した。黒川みどり編「年譜」参照。『大山郁夫著作集（第七巻）』岩波書店、一九八八年、所収。
- (4) ワイマール時代の政治テロについて、グンベルの調査を報告した森戸の小論は、『我等』に発表された後、『思想と闘争』

争」に収められるにあたって「追記」が加えられた。E. J. Gumbel, *Zwei Jahre Mord. 1921. 49 Vier Jahre Politischer Mord. 1924.* となっているだけでなく、グンベルの調査結果との関連で司法大臣としてのラートブルッフが同じ調査をしていた。グンベルはラートブルッフへの「調査復命書」（非公開）をも公刊していた。それらの経過が「追記」によって明らかにされている。

(5) 治安維持法の第一条から私有財産制度の否認についての条項が外され、国体の否定と切り離された経過について、奥平氏は、前掲（本節注1）『治安維持法小史』で、その「切り離し」は「これ（国体論）にあらゆる取締りの重心をかけようとする構え」であったのであり、「日本共産党関係を広く深く弾圧するねらいの現れにはほかならなかった」とされている（一五八頁、一〇一頁等をも参照）。そうではなく、国体論からまず政体論を切り離す逆手の攻めがあったし、森戸のように、私的所有の修正を切り離す社会公正論の攻めがあつて、それ等が有効性を発揮していたのであつた。私有財産制度否認の政治争点化については、拙稿「憲法議会における受益権の挿入—日本国憲法第一七条、第四〇条の歴史的背景—」『社会労働研究』第三七巻第四号、一九九一年三月、の第三節を参照。

(6) 森戸の治安維持法への対応姿勢は、高野岩三郎における「兄の仇」として「治安警察法を討つ」姿勢の合理主義を継承するものとなつていた。高野は、労働運動家としての兄・房太郎を追慕しつつ、政府機関の決議によって治安警察法第一七条を削除へ追いやる流れを作ること成功していた（「高野伝」第二部第四章）。

五 「合理的ナル社会ノ構成」志向の到達点

— 結びとして —

第二次世界大戦終了と共に、森戸は日本社会党に加わり、結党大会で中央執行委員に選ばれ、次の大会で政策審議会会長の任についている。一九四六年の実質的な憲法議会となった第九〇回帝国議会においては、社会党を代表する

憲法改正特別委員会の委員として活躍している。一九四七年六月、社会党政権が成立するや、森戸は文部大臣に就任した。

森戸にとって新憲法としての日本国憲法の制定の開始は、あるいは戦後の日本社会の構成事業の開始は、かつて一九二〇年代の初めに、高野らと共に、心の奥底で誓った「合理的ナル社会ノ構成」が、いよいよ具体的に構築を開始される始点として受け止められた。

この時期の森戸の新聞・雑誌・ラジオ等における発言をまとめた一冊がある。森戸辰男著『社会民主主義のために』（第一出版株式会社、一九四七年三月）がそれである。序文の日付は一九四六年八月となっている。まず、約四分の一世紀前の経緯について、森戸は次のように回顧した。

第一次世界大戦直後、独逸の社会党が議会において絶対多数を占めてゐたのに、右翼・中央・左翼に分裂して相互の抗争を続けたために、当然その掌中に帰すべき政権をブルジョワ政党に渡したのみか、遂にナチズム台頭の素因を造つたことは周知知られてゐる。その当時、伯林に留学してゐてこの牆にせめいだ兄弟喧嘩をいやといふほど見せつけられた私は、帰国早々小著「独逸社会党史の一駒」を世に問ふて、我国の運動者の覆轍を警告したことがある。が結局それは徒勞に終つた。

〔帝国大学新聞〕一九四五年一〇月一日。『社会民主主義のために』一二八頁

戦後の日本社会の新たな状況において、憲法改正によって「合理的な民主主義的国家構成法を持つことができる」ことが出来ると森戸は確信した（『社会民主主義のために』三二頁）。この段階で、「合理的」で「民主主義的」な「国家構成法」による社会構造とは「社会的国家」（小序）のことであるとされた。ワイマール・ドイツのモデル化が

「社会的国家」像になっていた。

現代の憲法改正において何よりも大切なことは、第二期憲法群の特徴であるところの、労働人民の社会的・文化的諸権利の宣言を含ませることである。そこでは経済秩序の公益性・正義性が宣明され、私有財産の限界が明示されると共に、労働の尊重と保護が規定されなければならぬ。そして後者については、なかんづく、人民の生存権・労働権・団結権・文化権等が明確に規定されることが必要であらう。〔『時局情報』一九四六年二月。『社会民主主義のために』三〇〜三一頁〕

かやうに考へて来ると、吾々がここで社会的国家と呼びたいと思ふものの輪郭が、ほぼ明らかにされたと思はれる。即ち、それは資本主義の埒内において、社会主義への道程として、広汎且つ組織的に社会政策を実行する国家の謂ひにほかならないのである。〔ラヂオ〕放送、一九四六年一月三〇日〜二月一日。『社会民主主義のために』四九頁〕

そして、君主制については、「天皇制存置のもとに民主主義を徹底することが最も適切な解決である」〔『社会民主主義のために』一五一〜一五二頁〕とされた。「合理的な民主主義的国家構成法」の秩序における君主制の位置付けについては、『社会民主主義のために』に掲載されていない別の雑誌論文が明快である。

現代における天皇制を反民主的ならしめてゐる社会的基盤であるところの軍国主義、官僚主義、資本主義から天皇制を分離し、それ自体の民主化をはかるとともに、この社会的基盤の変革を徹底すれば、天皇制は決して我国民民主革命の障碍とならないであらう。〔救国民主連盟と民主主義の前進〕『小天地』第五号、一九四六年七月〕

日本国憲法の体制に、森戸は、天皇制が一般君主制として合理化される状況を見出したのであった。森戸は、「合

理的な民主主義的國家構成法としての日本國憲法の制定に、「最も合理的ナル社會構成」の入り口への到達を確認したのであった。

〔付記〕本研究は、一九九三年度法政大學特別研究助成金によるものである。